

粕屋町監査委員 柴 田 俊 一 様  
案 浦 兼 敏 様

粕屋町長 箱 田 彰

## 令和元年度決算審査並びに定期監査の結果に対する措置について

令和 2 年 8 月 6 日付け粕監発第 1 4 号にてご報告いただきました「令和元年度決算審査並びに定期監査の結果について」において、「2. 公有財産の適正な管理及び処分について」で  
ご指摘のあった事項に関し、下記のとおり措置を講じましたので通知します。

### 記

1. 公有財産（普通財産）が不法に占有されている事例の改善がなされていない。

措置状況： ご指摘の事例につきまして、当該地の占有者と交渉を行い、当該地に現存する  
定着物の撤去に係る期間を考慮し、令和 2 年度末をもつての返還とする方向  
で協議を進めております。

2. 公有財産（普通財産）の売却については、財務規則第 190 条では、「適正な時価による」  
と規定している。売却価格の決定にあたっては、十分な調査のもと、慎重な判断が必要  
である。

今回、内部の情報が共有されていないことなどにより、不適切だと思われる事例が見  
受けられた。

措置状況： ご指摘の事例につきまして、普通財産の売却時において「適正な時価による」  
ことを確保するため、『粕屋町普通財産（法定外公共物等）売払手続要領』（平  
成 16 年）を改正し、売却価格の決定において減額補正を適用する基準及び不動  
産鑑定評価を行う基準を明確化するとともに、『粕屋町普通財産売払事務処理要  
領』（平成 17 年粕屋町要領第 4 号）を改正し、普通財産の売却時において随時  
売払によることができる条件を明確化いたしました。

また、当該不適切事例の発生に関し、管理監督者を含む所管職員について、  
文書訓告の処分をおこない、当該売却に係る損失に対しては、町長及び副町長  
の給料月額について減額措置（町長 20%、副町長 10%、各 9 か月間）を行いま  
した。